

高齢者福祉行政について介護保険制度について質問をします。

政府は 2015 年度に、介護保険で要支援と認定された全ての人を、介護保険給付から外し、市町村の事業に全面的に移行する方針を社会保障審議会・介護保険部会で示しました。しかし、市町村や高齢者から「地域に受け皿はなく、十分な介護が受けられない」など反対の声が相次ぎ、一部撤回することになりました。

ところがその内容は、要支援者のサービス費用の 6 割を占める訪問介護や通所介護を、あくまでも市町村事業に移行させ、ボランティアの導入や、事業所への報酬単価の引き下げを行い、介護保険給付費を大幅に削減しようとしています。

市内に住むリウマチの持病がある要支援の高齢者は、「体の状態に配慮しながら、ヘルパーさんが入浴の見守りや調理の援助をしてくれる。出来る範囲の家事は自分で頑張り、何とか自宅で生活出来ている。しかし、ヘルパーさんの援助がなくなれば、自宅での生活が出来なくなりとても不安です」と話しています。

要支援の時から、専門職によるケアを行う事で、状態の悪化を防ぐ事もできます。また、要支援外しは、利用者のみならず介護事業所にとっても大問題です。

利用実人数約 70 人の、市内のあるデイサービス事業所は「利用者の約 2 割が要支援者です。制度改定により要支援者が、介護保険から外れると年間 400 万円以上の減収になり、運営が厳しくなる」とのことです。

介護現場の職員処遇は、他の産業と比べて悪く、慢性的な人手不足ですが、見直しによりいっそう深刻となります。

要支援外しはやめる事、要支援と認定された高齢者に対する保険給付はこれまで通り行う事を、国に対して強く要望をする事を求めますが、ご所見を伺います。

次に、利用料について伺います。現在、介護保険のサービス利用料は一割ですが、今後の改定では、年間所得が 160 万円若しくは 170 万円、年金収入のみの場合は 280 万円若しくは 290 万円以上の高齢者に、2 割負担にすること、また、施設入所者の食費や居住費の補助制度の見直しが検討されています。市内の高齢者の、約 9 割は低所得の生活を余儀なくされていますが、今後は、さらなる年金削減、消費税増税が予定されており、これ以上の負担増と、給付削減は限界です。福山市独自の、介護保険料の減免制度の拡充や、利用料の補助制度の創設を求めますが、ご所見をお示し下さい。

お泊りデイサービスの現状と課題について

デイサービス事業所が行っている保険外の宿泊事業について質問をします。これは通称「お泊りデイサービス」と呼ばれており、デイサービスに通う高齢者が、日中のサービス利用後、帰宅せず施設に宿泊できる事業です。

緊急の用事等で家族が介護できない時など、普段から利用しているデイサービスで、そのままお泊りができ、なじみの施設で過ごせるというメリットがあります。しかし、それは、特別養護老人ホームに入所できない、老人保健施設も空いていない、ショートステイも緊急時には使えないなど、施設整備が足りない事、在宅介護が困難なことが原因で、全国でも利用が増加しています。

基本的には、保険外の自主事業ではなく、施設整備をはじめ、24時間の訪問看護・介護の整備や、デイサービスの時間延長をすすめるなど、在宅ケアへの公的支援を、抜本的に強化することが求められますが、ご所見を伺います。

また、この宿泊事業は、介護保険外の自主事業のため、法的な規制・基準の対象外で、「貧困ビジネス化」「高齢者のネットカフェ」と言われる状況が全国で広がっています。

1 1月26日に、市内のデイサービス事業所が運営するお泊りデイサービスで、虐待があると通報があり、経営者ら3人が逮捕されました。利用者は狭い部屋に、男女合わせて17人宿泊をしており、雑魚寝状態で、プライバシーの確保も出来ないなど、劣悪な環境で過ごしていたと報じられました。

東京都や大阪府では、「お泊りデイサービス」に関する、プライバシーの確保や、利用定員の設定など、独自基準を設けています。

福山市では、市内のデイサービス事業所に対して、お泊りデイサービスの調査を開始していますが、現段階の調査結果をお示し下さい。

また、福山市でも、「独自基準」を設け、当事業の質の向上を図るべきと考えますが、ご所見をお示し下さい。

保育行政について子ども・子育て支援新制度について伺います。

2012年8月「社会保障と税の一体改革」の一環として、消費税増税法案とセットで、子ども・子育て関連三法が成立しました。

新制度は保育関係者だけでなく、研究者や弁護士団体からも反対の声があがり、運動が広がったことで、現行保育制度の基本である「市町村の保育実施責任」をもち込む事ができました。

しかし、保育制度に格差を持ち込み、保育を市場に委ねるという本質は変わっていません。

政府は2015年4月から、子ども・子育て支援新制度の本格実施をめざしています。そして、実施主体である市町村には、国の方針を踏まえ、2014年秋から認定手続きなど、具体的作業に入るよう求めています。

国の日程に従えば、自治体は来年の夏までに、様々な基準や保育料などを条例で定め、住民に周知しなければなりません。しかし、肝心の国の新制度の具体は、内閣府に設置された「子ども・子育て会議」で審議中です。

そこで、市長にお伺いします。

まず第一に、福山市においても「子ども・子育て会議」が設置されましたが、その会議で本市の事業計画を検討し確定をします。ニーズ調査も行っていますが、それだけでは、市民の意見を十分把握できたとは言えません。

今後、いろいろな意見を聞く場を設けるなどの対応が、必要だと考えますが、市長のご所見をお示し下さい。

第二に、国は、「地方自治体職員向けQ&Aにおける回答で、「待機児童の有無にかかわらず、すべての市町村で、保育所以外の保育を含めたすべての保育について利用調整を行うことにより、市町村の保育実施義務は後退しない」と、説明をしています。

市町村の保育の実施義務は「保育を必要とする子ども」を保育所に入所させ、保育を提供する義務であって、「利用調整」ではありません。「Q&A」によれば、市町村は保育を必要とする子どもを「利用調整」を通して、保育所か認定こども園、あるいは小規模保育に振り分ける事ができるような書き方をし、児童福祉法第24条を空洞化しようとする意図が見られます。

また、認定子ども園について、保育所は「学校教育を行う体制」の確保ができれば今のままで、幼保連携型認定子ども園へ移行できるとしています。保育所が認定こども園に移行すれば、市町村の保育の実施義務の対象ではなくなります。「利用調整」だけでは、市町村は、認可保育所を希望する保護者に対し、保育実施義務を果たした事になりませんがご所見をお示し下さい。

第三に、新制度では、施設によって、基準が別々につくられるため、職員配置や、保育室の面積等も異なります。保育環境や保育条件に格差をつくってはなりませんがお考えをお示し下さい。また、現行の保育水準は堅持するべきですが、いかがお考えでしょうか。

第四に、今後は、保護者が入所申請をする前に、保育の必要性・必要量の認定をうけます。保育の必要量は、親の就労状況が基本となるため、保育時間が短くなったり、障がいをもつ子どもが、認定されないなどの問題が起こりかねません。認定は子どもの状況を基本とするべきですがご所見をお示し下さい。

以上お答えください。

次に、環境行政について、箕沖町へ予定されている新たな廃棄物処理施設の建設計画についてお伺いします。

11月1日に開かれた都市計画審議会では、箕沖町に、ツネイシカムテックス株式会社が、処理能力、日量300トンの新たな廃棄物処理施設を建設する案が審議され、承認された、とのことでした。

同資料によると、処理物は、一般廃棄物と特別管理産業廃棄物を含む産業廃棄物で、燃え殻やばいじん、汚泥やガラスくず、がれき類、などとなっています。

特別管理産業廃棄物とは、廃油や廃酸、廃アルカリと感染性産業廃棄物のほか、廃PCBや廃石綿、水銀や、カドミウムを含むばいじんなどの特定有害産業廃棄物の総称です。

環境省のホームページによると、この「特定有害産業廃棄物」とは、廃PCB、水銀、六価クロム、ヒ素などの有害物質のうち、濃度が基準を超えるものをいいます。

審議会では、廃棄物の受入れ先は、一般廃棄物の場合は中国地方、産業廃棄物は、日本全国が対象になる、とのことでした。また、一日、24時間稼働で廃棄物を焼成処理し、アークサンドと言われる、人工砂をつくる、埼玉県と同様のタイプだということです。

同社のホームページによると、埼玉県の施設では、持ち込まれた焼却灰に還元剤を添加して約 1,000℃で処理を行い、重金属類の揮発分離や不溶化、ダイオキシン類の無害化を行う、と宣伝されていました。

さらに、ツネイシカムテックスは 2011 年に、一般廃棄物や産業廃棄物を焼成し人工砂にし、廃棄物を埋め立てることなくほぼ 100%リサイクルする「埼玉ヤマゼン」という会社をグループ化しています。この会社は、焼成炉の取扱量は年間 9 万トンの超、処理量は日本最大と紹介されていました。

同社のホームページには、「原発事故により放出された放射性物質について、焼却灰等の受入れからアークサンドの出荷に至るまで、その測定及び管理を徹底している」と掲載され、放射能汚染されたガレキの焼却灰の取扱い実績があることを示していました。

これらの施設が建設されると、今後、箕沖町に、全国から有害物質や、放射能汚染された焼却灰をも、大量に持ち込まれることが懸念され、環境への、更なる影響が懸念されます。

1 1月25日の文教経済委員会では、受け入れる廃棄物の内容は、県・市が「事前チェックを行う」とのことですが、持ち込まれる産業廃棄物の全てについて、何が入っているか完全にチェックすることはできません。

とりわけ、放射能、ダイオキシン類、重金属などの有害物質は、いくら最新鋭の施設でも、環境への排出が完全に遮断できるとは言い切れないため、環境汚染の危険は、常に付きまといます。

また、施設への運搬輸送の際の、周辺環境への汚染や、交通量の増加による被害も懸念されます。

環境負荷が大きな施設の建設は、認められません。

新たな施設を建設することによる、海洋や大気、水質や土壌へ与える影響について、認識をお示し下さい。

また、次の事にお答え下さい。

1. 受け入れる廃棄物は「事前協議しチェックする」との説明ですが、どのようなチェックをするのか、チェック項目、協議項目を全てお答えください。
2. 事前協議で「受け入れ不可能」となる廃棄物は、どのようなものなのか、その種類をお答え下さい。

また、受け入れる地域によって、受入れが不可能となる場合があるのかどうか、お示し下さい。

3. 直近の民家までの距離はどれくらい離れ、その地点での環境影響をどのように評価していますか。
4. 環境影響調査の実施時期と、公表時期をお示し下さい。
5. ダイオキシンの発生について、排出量はいくらかと見積もっているのか、お示し下さい。
6. 文教経済委員会では、受け入れるガレキ類のうち、「放射性物質による、汚染の疑いがある物は受け入れない」とのことでした。

ところが、法的には、1キログラム当たり、100ベクレル以下は一般廃棄物とされるため、処理することは可能です。周辺住民や市民からは、「例え1ベクレルでも放射能に汚染された廃棄物は一切持ち込むな」との声が寄せられています。放射能汚染の可能性のある廃棄物は、例え基準値以下でも、受け入れるべきではありませんが、今後の方針をお示し下さい。

7. 現在でも同社は、産業廃棄物の中間処理を行っていますが、同町には、他にも、R D F 発電所やR D F 製造工場、し尿処理施設、リサイクルセンターなど、廃棄物処理関連施設が多数、集積しています。現状の、土壌、大気、排水の汚染物質の測定結果をお示し下さい。
8. 有害物質を含む廃棄物の、処理後の生成物は、「人工砂として、土木資材に活用する」とのことですが、安全性に懸念があるため、市民が触れる可能性のある場所へ利用しないことを求めます。

以上について、それぞれお答えください。

次に、教育行政について 小・中一貫教育について質問します。

市長は、12月3日、本会議の冒頭で、「効果的な学校教育の実現に向け、望ましい教育環境のあり方を検討する」と説明し、小中一貫教育の推進の方針を示されました。

今議会には、「学校教育環境検討委員会」を設置するための、条例案が提出されています。

導入の理由について、「中1ギャップなどの課題の改善」「たくましく生きる子どもを育成する」と説明されてきました。

福山市教育委員会のホームページには、「中1ギャップの解消のため」「校区小中学校の全ての教員が、めざす子ども像を共有し、児童生徒の9年間を一体的に捉えた継続性のある指導をめざす。」「例えば、小中で別々に行われていた授業研究を合同で開催し、児童生徒の課題の交流や、自ら学ぶ意欲を高める指導方法の工夫などについて協議する」と、記載されています。

しかし、そもそも、これらの事は、小・中一貫教育でなければならぬ、という事にはなりません。

学校間の連携の強化で、改善できる課題です。

正規教員を増やして指導の継続性を確保し、先生の多忙化を解消し、30人学級を実現して、1人1人の子どもに丁寧に接する環境をつくることで、概ね解決します。

すでに全国各地では、小中一貫教育が行われていますが、新たな問題を提起しています。例えば、東京都品川区では、教育制度として、4・3・2制が実施されていますが、この場合、小学校5年生から習熟度別学習が多用され、定期試験が導入されている、とのこと。

教科担任制などによるカリキュラムの選別が行われる他、テストにより低学年から競争がはじまり、小学校から施設一体型のいわゆる「エリート校」と言われる小・中一貫校と、普通の学校が分けられているそうです。そのため、競争が激化し、乗り入れ授業などで、先生の多忙化に拍車がかかっている、とのこと。

小中一貫教育は、歴史的に、子どもの発達段階と職業準備に応じて形成されてきた学校体系である、「6・3・3制」を切り崩し、競争的な大きな学校だけを残していくという意味で、公教育のスリム化になりかねません。

小中一貫教育を進める全国の事例として、「小・中連携型」と小中学校を一つに敷地内にまとめる「施設一体型」があります。施設一体型を実施する場合、小学校や中学校の、統廃合が行われることが危惧されます。

2012年12月3日に開かれた行財政改革特別委員会でも、公共施設サービスの再構築基本方針案の説明の際、理事者から、「小学校区以上の範囲で、・・・中学校と、公共施設の数も一番多く存在するゾーンを、6ブロックごとの地域特性を生かし、統廃合や再配置等、適正配置していく」として、これが、「見直し検討の主要な部分となる」と説明されました。

本市では、学校の統廃合を視野に入れているのでしょうか。

学校は、地域のコミュニティの中心的役割を担っています。

また、災害時の避難所や市民の憩いの場にもなっておりますが、県内では、学校が廃校となり、周辺が寂れ、閑散とした地域を多数みることができます。

福山市においては、学校は、どのような規模にせよ、統廃合するべきではありません。以上について、ご所見をお示し下さい。

次に、全国学力テストの結果の公表について伺います

文部科学省は11月29日、全国学力・学習状況調査の学校別の成績を、市町村の教育委員会の判断で、公表できるように決めました。

公表のあり方について、同省が行った、今年7月の調査では、全国の教育委員会で「公表することが望ましい」と回答したのは、わずか17%しかなく、8割以上が公表に反対していることが、明らかになっています。

また過半数の保護者も、公表には「反対」、とのことでした。

その理由は、「学校や地域の序列化につながる」「学校がテスト対策に偏った授業になる」というものです。

今回の方針に対し、「学校や家庭の心配が根強いのに、なぜ来年から急ぐのか」と、疑問の声が寄せられています。

そもそも、全国学力テストは、次の理由により行うべきではありません。第一に、子ども同士を競争させることが目的だからです。2004年の経済財政諮問会議で、「教育改革」の一つとして、提案されましたが、当時の文科相は「子どものころから競い合い、お互いに切磋琢磨する意識を涵養する」と競争に追い立てる狙いをあけすけに語っています。

第二に、学校選択制と同時に進めることで格差を広げます。

全国学力テストを導入した第1次安倍内閣は、「全国的な学力調査を実施し、結果を公表するべき。そうすれば、保護者に学校選択の指標を提供できる」と語り、テストの成績と人気度で、学校を序列化することが進められてきました。

第三に、国による教育の、管理と統制の新たな仕組みを確立するからです。PDCAサイクルで、「計画」と「点検」の権限を国が握ることで、少ない予算で、強力に教育を管理することが可能となりましたが、学力テストは「点検・評価」にあたり、国による教育管理と統制が強まりました。

名古屋大の中嶋哲彦教授は、全国学力テストは、「学校教育には、子どもを丸ごと人間として育てる役割があるが、テストの結果公表をすればするだけ、そこだけに目が奪われ、他の大切な課題が抜け落ちる」と批判しています。

学校選択制と全国学力テストを先進的に進めたイギリスでは、選択制を利用し、児童・生徒数に応じた予算配分を行いました。

また、ナショナルテストという、全国統一テストを導入しましたが、国民から「本当の学力とは違う」と、批判の声が高まり、テストを廃止した地域もある、とのことでした。

普通教育は、どの学校に通っても力をつける義務があります。

本市は、11月25日の文教経済委員会で、市教委として、今後の学力テストの結果の公表については、『分からない』との答弁でした。

市教委として学校別の結果を公表すると、一層の学校間の競争を煽ることに繋がり、教育現場に無用の混乱を持ち込みます。さらに、平均点を上げることが、「学力向上」と短絡的に受けとめられ、それが教育目的の全てであるかのような風潮を生むことも危惧されます。また、学力テストの実施前には、類似問題を繰り返し「予備テスト」「事前テスト」としてやらせるなど、教育内容がテスト対策に偏り、分かる喜びを感じられる、創意工夫した授業が、できなくなります。

全国の学力状況を把握するためであれば、抽出調査で十分であり、「百害あって一利なし」である全国学力テストは、即刻中止するべきです。まして、教育委員会として、結果の公表は絶対に行うべきではありませんが、お考えを、お示し下さい。

次に、中学校完全給食の実施について伺います。

中学校完全給食の実施は、バランスのとれた、質の良い給食を提供することで、生徒同士、生徒と教師のこころのつながりを強め、生徒指導に役立つことが期待され、県内のみならず、全国でも進んでいます。

わが党の調査によると、県内14市で中学校完全給食を実施していないのは、呉市、尾道市と福山市の3市だけですが、そのうち呉市では、「実施にむけて検討」と報じられています。

わが党は、9月議会で、「中学校給食検討委員会」等、中学校給食の実施に向けた、専門委員会を立ち上げるよう提案しましたが、その後の検討状況について、お示し下さい。

また、兵庫県芦屋市では、中学校給食の実現へむけ、「昼食のあり方を考える懇話会」を設立し、教育委員会が生徒や保護者にアンケート調査を実施しています。

福山市も、中学校給食についての、アンケートの実施を求めます。お答えください。

群馬県高崎市では、26年前に、自校方式の中学校完全給食を実現し、「高崎方式」として有名です。

ここでは、小学校32校、中学校16校、特別支援学校1校、4幼稚園すべてが自校方式で、栄養士は全校に1名ずつ配置されています。

地産地消の拡大や、献立開発など、栄養士、調理員を中心に児童・生徒、教師、保護者、時には地域の業者が一体となり心の通った学校給食として発展し続けているそうです。さらに食材は、校区の業者から購入し、地域経済への波及効果も絶大、とのことでした。

子どもの貧困問題が深刻となっている中、群馬県では、現在、中学校卒業までの医療費無料化制度が実現しており、関係者らは、給食費の無償化も実現するために取り組みを強めている、とのことでした。

学校給食を通じた食育は、子どもを人間として豊かに育てる可能性が無限にあります。

新年度予算に、中学校完全給食の実現のための予算を盛り込むことを強く求めます。

以上についてお答えください。

次に放課後児童クラブ事業についてお伺いします。

放課後児童クラブ事業は、「子ども・子育て支援法」により、法的に市町村の事業に位置付けられました。

それにより、今後、放課後児童クラブの設置基準などを、省令で定めることとなり、本市でも、施設設備や運用基準を、条例で定めることとなります。

条例化にあたっては、「指導員の資格と一施設当たりの配置人数」は「従うべき基準」、「施設設備・開所日数・開所時間等」は「参酌基準」とされる予定、とのこと。

条例の内容は、国が省令で示す基準に従わなければなりません。が、「参酌すべき基準」の場合は、国の基準を十分に参酌した結果であれば、地域の実情に応じ、それと異なる内容を定めることができます。福山市においては、国の基準を上回った、豊かな事業となるような基準が求められます。

また、厚生労働省は、放課後児童クラブの定員を、1クラス40人までとし、各クラスに、職員を原則2人以上配置するよう義務付ける方針、とのこと。

これは、放課後児童クラブの、質の向上を目指したもので、今年度中に省令を制定し、2015年4月を目途に運用を開始する、と報じられています。

これまで厚労省は、「放課後児童クラブガイドライン」で、適正規模を、「おおむね40人までとすることが望ましい」としてきました。

今回の厚労省の40人定員の義務化方針は、長年の要望に沿ったもので、一刻も早い40人以上の、大規模クラブの解消が求められます。一クラス40人規模となると、いくつのクラスを増設する必要があるのか、何人の指導員を増員しなければならないのか、具体を、お答えください。

福山市の放課後児童クラブ事業は、公設・公営の放課後の子どもの生活の場として、役割を果たしてきましたが、子どもの安全なスペースの確保や、トイレの設置、安定的な指導員の確保などの課題を解決し、事業を拡充することが必要です。

省令の発表は、現段階では行われていませんが、本市としては、適切な対応をしなければなりません。

現状の対応状況についてお示し下さい。

また、今後の福山市のスケジュールの見通しをお示し下さい。

さらに、今後の条例の策定に際し、次の事を求めます。

- 一. クラブ専用のトイレを設置すること。
- 二. クラブの規模は一人一人に寄り添える保育の実現のため、40人の適正規模を順守すること。
- 三. 指導員は、常勤体制とし、正規指導員3人の体制とすること。
- 四. 指導員が長く働き続けられる条件として、保育士の給与水準と同等とすること。
- 五. 放課後児童クラブの事業の継続性を確保するため、企業参入は認めず、公設・公営を堅持すること。
- 六. 6年生までの、入所とすること。

以上についてお示し下さい。